

滞納市税について(催告)

あなたの下記市税については、すでに納期限を過ぎており督促もしましたが、未だ完納されていません。つきましては、

月 日までに必ず納付くださるよう催告します。納付書については、納税課へ連絡して再発行を受けてください。

なお、納付されないときは、国税徴収法第47条の規定により、財産の差押をすることになりますので、念のため申し添えます。

特別な事情により、期限内に納められない場合は、その事情を証する書類をお持ちのうえ、来庁し相談してください。

この催告は、分割納付などの誓約をされた方にも送付しております。残額の

参考としてご確認いただき、誓約のとおり納付を続けてください。

この催告は、 月 日現在の納付状況で作成しましたので、到着

前に納付済の場合は、行き違いにつきご了承ください。